

令和2年第1回定例会（6月議会）
福祉環境分科会・福祉環境委員会
提出資料

令和2年6月18日
生活環境部

補正予算関係

◎生活環境部・環境整備課・自然保護課

・指定管理に係る債務負担行為の設定について・・・・・・・・・・ 1

◎自然保護課

・アウトドア・アクティビティによる真木真昼魅力創生事業について・・・・・・・・ 10

議案関係

◎環境管理課

・秋田県公害防止条例の一部を改正する条例案について・・・・・・・・ 12

指定管理に係る債務負担行為の設定について

生活環境部

令和2年度をもって指定管理期間が満了となる施設について、翌年度以降の指定管理者を選定するに当たり、債務負担行為の限度額を設定する。

1 対象施設

No	施 設 名	所管課	ページ
1	秋田県環境保全センター	環境整備課	3
2	秋田県営祓川山荘	自然保護課	4
3	秋田県営銚立山荘	〃	5
4	秋田県営玉川温泉ビジターセンター	〃	6
5	秋田県営玉川園地駐車場	〃	7
6	秋田県奥森吉青少年野外活動基地	〃	8
7	秋田県立総合射撃場（狩猟技術訓練施設）	〃	9

2 指定管理の期間

令和3年度 ～ 令和7年度 （5年間）

3 指定管理者の指定に係るスケジュール（予定）

区 分	令和2年度										令和3年度
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月～
債務負担行為の設定	※										
指定管理者の公募											
指定管理者選定委員会											
候補者の選定											
指定管理者の指定							※				
令和3年度 当初予算									※		
協定締結											
指定管理の実施											

※ 議案審査

対象施設 位置図

1 秋田県環境保全センター (大仙市協和上淀川字雨池沢)



7 秋田県立総合射撃場 (狩猟技術訓練施設) (由利本荘市岩城道川字新田沢)



3 秋田県営銚立山荘 (にかほ市象潟町小滝字銚立)



2 秋田県営祓川山荘 (由利本荘市矢島町大字城内字木境)



6 秋田県奥森吉青少年野外活動基地 (北秋田市森吉字森吉山麓高原)



5 秋田県営玉川園地駐車場 (仙北市田沢湖玉川字渋黒沢)



4 秋田県営玉川温泉ビジターセンター (仙北市田沢湖玉川字渋黒沢)



〔 1 〕 秋田県環境保全センター

1	設置場所	大仙市協和上淀川字雨池沢 4 5 番地																																	
2	設置年度	昭和 5 1 年度																																	
3	設置目的	産業廃棄物を適正に処理し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。																																	
4	施設概要	<table><tr><th>処分場名称</th><th>埋立面積</th><th>埋立容量</th><th>埋立期間</th><th>備考</th></tr><tr><td>A区</td><td>6. 8 ha</td><td>688 千m3</td><td>S51～H4</td><td>埋立終了</td></tr><tr><td>B区</td><td>4. 0 ha</td><td>500 千m3</td><td>H4～H8</td><td>埋立終了</td></tr><tr><td>C区</td><td>7. 5 ha</td><td>1, 448 千m3</td><td>H8～H19</td><td>埋立終了</td></tr><tr><td>D区Ⅰ期</td><td>6. 0 ha</td><td>1, 072 千m3</td><td>H18～R2</td><td>供用中</td></tr><tr><td>DⅡ-Ⅰ区画</td><td>4. 1 ha</td><td>500 千m3</td><td>R2～R17(予定)</td><td>5/12から供用開始</td></tr></table> ・最終処分場 ・排水処理施設 - C区水処理施設 処理能力 1, 000 m³／日 - D区水処理施設 処理能力 300 m³／日 ・管理棟 - 鉄筋コンクリート造 2 階建 延床面積 794 m² - トラックスケール 2 台				処分場名称	埋立面積	埋立容量	埋立期間	備考	A区	6. 8 ha	688 千m3	S51～H4	埋立終了	B区	4. 0 ha	500 千m3	H4～H8	埋立終了	C区	7. 5 ha	1, 448 千m3	H8～H19	埋立終了	D区Ⅰ期	6. 0 ha	1, 072 千m3	H18～R2	供用中	DⅡ-Ⅰ区画	4. 1 ha	500 千m3	R2～R17(予定)	5/12から供用開始
処分場名称	埋立面積	埋立容量	埋立期間	備考																															
A区	6. 8 ha	688 千m3	S51～H4	埋立終了																															
B区	4. 0 ha	500 千m3	H4～H8	埋立終了																															
C区	7. 5 ha	1, 448 千m3	H8～H19	埋立終了																															
D区Ⅰ期	6. 0 ha	1, 072 千m3	H18～R2	供用中																															
DⅡ-Ⅰ区画	4. 1 ha	500 千m3	R2～R17(予定)	5/12から供用開始																															
5	利用時間等	休 業 日：土・日・休日、1 2 月 3 1 日～1 月 3 日 利用時間：午前 8 時 3 0 分～午後 5 時																																	
6	利用料金	産業廃棄物の種類に応じ、520～5, 600 円/50kg																																	
7	利用状況	<table><tr><th>年度</th><th>受入量（トン）</th><th>搬入台数（台）</th><th>使用料（千円）</th></tr><tr><td>H28</td><td>47, 987</td><td>20, 698</td><td>743, 276</td></tr><tr><td>H29</td><td>44, 936</td><td>19, 432</td><td>703, 881</td></tr><tr><td>H30</td><td>53, 964</td><td>21, 650</td><td>833, 893</td></tr><tr><td>R1</td><td>61, 149</td><td>23, 727</td><td>1, 020, 892</td></tr></table>				年度	受入量（トン）	搬入台数（台）	使用料（千円）	H28	47, 987	20, 698	743, 276	H29	44, 936	19, 432	703, 881	H30	53, 964	21, 650	833, 893	R1	61, 149	23, 727	1, 020, 892										
年度	受入量（トン）	搬入台数（台）	使用料（千円）																																
H28	47, 987	20, 698	743, 276																																
H29	44, 936	19, 432	703, 881																																
H30	53, 964	21, 650	833, 893																																
R1	61, 149	23, 727	1, 020, 892																																
8	指定管理者に行わせる業務	1 施設及び設備の維持管理に関する業務 （受付・精算業務、使用料・産業廃棄物税の徴収、埋立処分地及び排水処理施設の維持管理等） 2 産業廃棄物の処理に関する業務 （廃棄物埋立・整地、搬入車誘導・監視、覆土積込・運搬等） 3 1～2に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務																																	
9	限度額(財源)	1, 5 3 9, 9 7 0 千円 （3 0 7, 9 9 4 千円／年） 〔 使 1, 5 3 9, 9 7 0 千円 〕																																	
10	現指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社																																	

〔 2 〕 秋田県営祓川山荘

1 設置場所	由利本荘市矢島町大字城内字木境 (鳥海国定公園内)																	
2 設置年度	昭和42年度																	
3 設置目的	自然公園の利用の増進を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。																	
4 施設概要	鳥海国定公園の矢島口登山道入口(祓川)に位置し、登山者を中心に利用されているほか、緊急時の避難小屋施設としても利用されている。 ・構造：鉄筋コンクリート造 地上2階 延床面積 367.23 m ² ・宿泊可能人数 63名 ・宿泊室9、休憩室、炊事室、管理員室、トイレ、発電機室																	
5 利用時間等	開館期間：常時(時期・時間を問わず) 使用料徴収期間：4月28日～10月31日																	
6 利用料金	一泊 1,830 円																	
7 利用状況	<table><tr><th>年度</th><th>利用者数(人)</th><th>使用料(円)</th></tr><tr><td>H28</td><td>285</td><td>513,000</td></tr><tr><td>H29</td><td>313</td><td>563,400</td></tr><tr><td>H30</td><td>268</td><td>482,400</td></tr><tr><td>R1</td><td>386</td><td>695,220</td></tr></table>			年度	利用者数(人)	使用料(円)	H28	285	513,000	H29	313	563,400	H30	268	482,400	R1	386	695,220
年度	利用者数(人)	使用料(円)																
H28	285	513,000																
H29	313	563,400																
H30	268	482,400																
R1	386	695,220																
8 指定管理者に行わせる業務	1 使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務 2 施設及び設備の維持管理に関する業務 3 1～2に掲げるもののほか、公園施設の管理に関し知事が必要と認める業務																	
9 限度額(財源)	6,150 千円 (1,230 千円/年) 〔使 2,860 千円〕 〔⊖ 3,290 千円〕																	
10 現指定管理者	由利本荘市																	

〔 3 〕 秋田県営鉾立山荘

1 設置場所	にかほ市象潟町小滝字鉾立 (鳥海国定公園内)															
2 設置年度	昭和 6 3 年度															
3 設置目的	自然公園の利用の増進を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。															
4 施設概要	鳥海国定公園の鳥海ブルーライン五合目（鉾立）に位置し、登山者を中心に利用されているほか、緊急時の避難小屋施設としても利用されている。 ・構造：木造 地上 2 階 延床面積 199.61 m ² ・宿泊可能人数 4 0 名 ・宿泊室 5、休憩ホール、大広間、炊事室、洗面室、トイレ、発電機室															
5 利用時間等	開館期間：常時（時期・時間を問わず） 使用料徴収期間：4 月 2 8 日～1 0 月 3 1 日															
6 利用料金	一泊 1,830 円															
7 利用状況	<table><tr><th>年度</th><th>利用者数（人）</th><th>使用料（円）</th></tr><tr><td>H28</td><td>690</td><td>1,242,000</td></tr><tr><td>H29</td><td>819</td><td>1,474,200</td></tr><tr><td>H30</td><td>1,028</td><td>1,850,400</td></tr><tr><td>R1</td><td>1,206</td><td>2,087,340</td></tr></table>	年度	利用者数（人）	使用料（円）	H28	690	1,242,000	H29	819	1,474,200	H30	1,028	1,850,400	R1	1,206	2,087,340
年度	利用者数（人）	使用料（円）														
H28	690	1,242,000														
H29	819	1,474,200														
H30	1,028	1,850,400														
R1	1,206	2,087,340														
8 指定管理者に行わせる業務	1 使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務 2 施設及び設備の維持管理に関する業務 3 1～2に掲げるもののほか、公園施設の管理に関し知事が必要と認める業務															
9 限度額(財源)	6, 2 6 5 千円 (1, 2 5 3 千円／年) 〔 使 6, 2 6 5 千円 〕															
10 現指定管理者	にかほ市															

〔４〕 秋田県営玉川温泉ビジターセンター

1 設置場所	仙北市田沢湖玉川字渋黒沢 (十和田八幡平国立公園内)										
2 設置年度	平成５年度										
3 設置目的	自然公園の利用の増進を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。										
4 施設概要	焼山を中心とした火山活動や自然環境等をわかりやすく展示解説する施設 ・構造：鉄筋コンクリート造 平屋建 延床面積 802.93 ㎡ ・展示ホール (270 ㎡) ・レクチャーホール、事務室、収蔵庫など ・附帯駐車場 (収容台数 102 台) ・ブナ森園地駐車場 (収容台数 50 台)										
5 利用時間等	開館期間：４月２８日～１１月４日（無休） 開館時間：午前８時３０分～午後５時										
6 利用料金	無料										
7 利用状況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>利用者数（人）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H28</td><td>9,882</td></tr> <tr> <td>H29</td><td>8,004</td></tr> <tr> <td>H30</td><td>10,022</td></tr> <tr> <td>R1</td><td>9,080</td></tr> </tbody> </table>	年度	利用者数（人）	H28	9,882	H29	8,004	H30	10,022	R1	9,080
年度	利用者数（人）										
H28	9,882										
H29	8,004										
H30	10,022										
R1	9,080										
8 指定管理者に行わせる業務	1 施設及び設備の維持管理に関する業務 2 上記に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務										
9 限度額(財源)	25,740 千円 (5,148 千円／年) 〔⊖ 25,740 千円〕										
10 現指定管理者	株式会社玉川サービス										

〔 5 〕 秋田県営玉川園地駐車場

1 設置場所	仙北市田沢湖玉川字渋黒沢 (十和田八幡平国立公園内)																	
2 設置年度	平成 1 3 年度																	
3 設置目的	自然公園の利用の増進を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与する。																	
4 施設概要	玉川園地自然研究路利用者用の駐車場施設 ・アスファルト舗装 面積 2,780 m ² ・収容台数 8 6 台 (乗用車 8 4 台 車椅子用 2 台) ・入出場管理詰所																	
5 利用時間等	<table><tr><th>利用期間</th><th>利用時間</th></tr><tr><td>4月28日～5月31日</td><td>午前7時45分～午後5時30分</td></tr><tr><td>6月 1日～8月31日</td><td>午前7時45分～午後6時30分</td></tr><tr><td>9月 1日～9月30日</td><td>午前7時45分～午後5時30分</td></tr><tr><td>10月1日～11月4日</td><td>午前7時45分～午後5時</td></tr></table> ※特に混雑が見込まれる日については、上記より早く開場する等、状況に応じ変更あり。			利用期間	利用時間	4月28日～5月31日	午前7時45分～午後5時30分	6月 1日～8月31日	午前7時45分～午後6時30分	9月 1日～9月30日	午前7時45分～午後5時30分	10月1日～11月4日	午前7時45分～午後5時					
利用期間	利用時間																	
4月28日～5月31日	午前7時45分～午後5時30分																	
6月 1日～8月31日	午前7時45分～午後6時30分																	
9月 1日～9月30日	午前7時45分～午後5時30分																	
10月1日～11月4日	午前7時45分～午後5時																	
6 利用料金	1 台につき 1 回 100 円 (身体障害者は 50 円) ※令和 3 年度から、利用料金の値上げを予定。 (一般 : 100 円→200 円、身体障害者 : 50 円→100 円)																	
7 利用状況	<table><tr><th>年度</th><th>利用台数 (台)</th><th>利用料金 (円)</th></tr><tr><td>H28</td><td>24,691</td><td>2,438,450</td></tr><tr><td>H29</td><td>22,841</td><td>2,246,900</td></tr><tr><td>H30</td><td>23,101</td><td>2,276,550</td></tr><tr><td>R1</td><td>24,440</td><td>2,411,050</td></tr></table>			年度	利用台数 (台)	利用料金 (円)	H28	24,691	2,438,450	H29	22,841	2,246,900	H30	23,101	2,276,550	R1	24,440	2,411,050
年度	利用台数 (台)	利用料金 (円)																
H28	24,691	2,438,450																
H29	22,841	2,246,900																
H30	23,101	2,276,550																
R1	24,440	2,411,050																
8 指定管理者に行わせる業務	1 使用の許可、使用許可の取消し等に関する業務 2 施設及び設備の維持管理に関する業務 3 1～2に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し知事が必要と認める業務																	
9 限度額(財源)	1 2, 0 0 0 千円 (2, 4 0 0 千円／年) 〔⊖ 1 2, 0 0 0 千円〕																	
10 現指定管理者	田沢湖高原リフト株式会社																	

〔 6 〕 秋田県奥森吉青少年野外活動基地

1 設置場所	北秋田市森吉字森吉山麓高原 1 番地 (森吉山県立自然公園内)																														
2 設置年度	平成 1 0 年度																														
3 設置目的	奥森吉の恵まれた自然の中で野外活動を行う機会を提供することにより、青少年の自然環境に関する意識の高揚を図り、もって自然環境の保全に関する学習の振興に資する。																														
4 施設概要	・ 野外活動センター 木造・平屋建て、延床面積 1,249.02 m ² 展示室、談話室 など ・ キャンプ場 60 区画 ・ サニタリー 2 棟 など																														
5 利用時間等	利用期間： 6 月 1 日～ 1 0 月 3 1 日 利用時間： 午前 9 時～午後 6 時（野外活動センター）																														
6 利用料金	無																														
7 利用状況	単位：人 <table><tr><th rowspan="2">年度</th><th colspan="2">キャンプ場</th><th rowspan="2">その他</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>泊まり</th><th>日帰り</th></tr><tr><td>H28</td><td>941</td><td>225</td><td>887</td><td>2,053</td></tr><tr><td>H29</td><td>1,018</td><td>165</td><td>943</td><td>2,126</td></tr><tr><td>H30</td><td>684</td><td>169</td><td>924</td><td>1,777</td></tr><tr><td>R1</td><td>756</td><td>173</td><td>752</td><td>1,681</td></tr></table>				年度	キャンプ場		その他	合計	泊まり	日帰り	H28	941	225	887	2,053	H29	1,018	165	943	2,126	H30	684	169	924	1,777	R1	756	173	752	1,681
年度	キャンプ場		その他	合計																											
	泊まり	日帰り																													
H28	941	225	887	2,053																											
H29	1,018	165	943	2,126																											
H30	684	169	924	1,777																											
R1	756	173	752	1,681																											
8 指定管理者に行わせる業務	1 使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務 2 施設及び設備の維持管理に関する業務 3 その他、青少年野外活動基地の管理に関し、知事が必要と認める業務																														
9 限度額(財源)	33,905 千円 (6,781 千円／年) (諸 750 千円) (㊟ 33,155 千円)																														
10 現指定管理者	NPO 法人冒険の鍵クーン																														

〔 7 〕 秋田県立総合射撃場（狩猟技術訓練施設）

1 設置場所	由利本荘市岩城道川字新田沢 4 3 番地										
2 設置年度	設 置 平成 7 年度 再整備 令和元年度～ 2 年度										
3 設置目的	狩猟を行おうとする者の銃器を取り扱う技術の向上を図り、もって適正な野生鳥獣の保護及び管理に資する。										
4 施設概要	敷地面積 245,211 m ² ・トラップ射撃場 1 面 ・スキート射撃場 1 面 ・管理棟、駐車場、プーラーハウス、屋外トイレ など										
5 利用時間等	利用期間： 3 月 1 日～ 1 1 月 3 0 日 利用時間：午前 9 時～正午（水曜） 午前 9 時～午後 3 時（土・日・休日）										
6 利用料金	<table><tr><th>区分</th><th>使用の単位</th><th>使用料の額</th></tr><tr><td>高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生</td><td rowspan="2">一標的につき</td><td>3 4 円</td></tr><tr><td>一般</td><td>4 4 円</td></tr></table>			区分	使用の単位	使用料の額	高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	一標的につき	3 4 円	一般	4 4 円
区分	使用の単位	使用料の額									
高等学校生徒並びに高等専門学校及び大学の学生	一標的につき	3 4 円									
一般		4 4 円									
7 利用状況	秋田わか杉国体開催後の平成 1 9 年 1 1 月から休場（令和 2 年 8 月下旬 供用開始予定）										
8 指定管理者に行わせる業務	1 使用の許可、使用の許可の取消し等に関する業務 2 施設及び設備の維持管理に関する業務 3 その他、総合射撃場の管理に関し知事が必要と認める業務										
9 限度額(財源)	9 4 , 6 3 0 千円 （ 1 8 , 9 2 6 千円／年） 〔 使 1 0 , 4 1 0 千円 〕 〔 〇 8 4 , 2 2 0 千円 〕										
10 現指定管理者	一般財団法人秋田県総合公社										

アウトドア・アクティビティによる真木真昼 魅力創生事業について（新規）

自然保護課

1 事業の目的

大仙市と美郷町にまたがる真木真昼県立自然公園エリアにおいて、官民連携による自然公園活用の動きが活発化していることから、これを機に様々な媒体を活用してその魅力を発信し、知名度アップと県内外からの誘客促進を図ることにより、地域の賑わいの創出と活性化を目指す。

2 事業の概要

（１）真木真昼県立自然公園等の魅力を紹介する動画の制作 455千円

真木溪谷等の自然景観を紹介する動画を制作し、ウェブサイトや道の駅のデジタルサイネージを通じて発信する。

（２）登山道のグレーディングの設定とパノラマ画像の公開 500千円

登山道を難易度で評価した「山のグレーディング※」を8コース程度設定するとともに、360度カメラで撮影した画像をウェブマップ上で公開する。

※山のグレーディング

登山道の地形的な特徴等に基づき、体力度を10段階、技術的難易度を5段階で評価し、安全な山登りの参考とするもの。

（３）多様な遊び方を提案するガイドマップの制作 3,170千円

来訪者の目的や体力に応じた遊び方が選択ができるガイドマップを3万部制作し、連携企業の店舗やイベント参加者等へ配布する。

3 予算額

4,125千円（地方創生推進交付金対象事業）

(参考) 県及び市・町の事業計画

	事業内容 / 年度	R 2	R 3	R 4
県	・ P R 動画制作			
	・ 登山道グレーディング設定			
	・ パノラマ画像公開			
	・ ガイドマップ制作			
	・ モニターツアー開催			
	・ 各種イベント開催支援			
	・ 老朽化トイレ改修			
大 仙 市	・ 親子トレッキング&山登り 教室開催			
	・ 溪谷ガイドマップ制作			
美 郷 町	・ 案内看板・誘導標識整備			
	・ デジタルサイネージ整備・ 情報発信			
	・ 案内人、インストラクター 養成			
	・ 民泊セミナー開催			
	・ 民泊に関する相談窓口開設			
	・ 観光情報D B構築			

秋田県公害防止条例の一部を改正する条例案について

環境管理課

1 改正理由

道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第21号）による水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）の一部改正により所要の規定の整備を行う等の必要がある。

2 改正内容

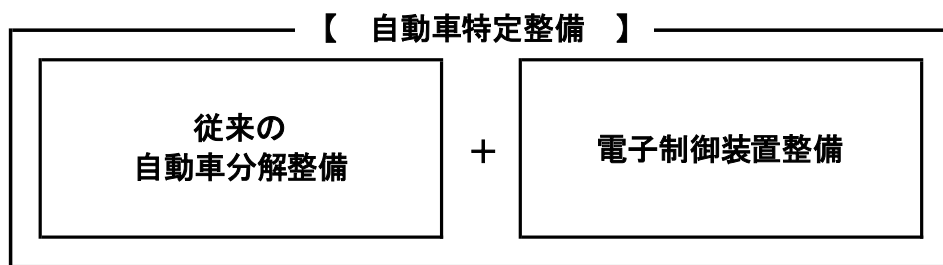
- （1） 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の排水基準に替えて適用する排水基準の適用業種として別表第2に引用している「自動車分解整備事業」を「自動車特定整備事業」に改めることとする。（別表第2関係）
- （2） その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

【参考】自動車特定整備とは

- 従来のエンジン、ミッション等の整備を行う「自動車分解整備」に自動運行装置、衝突被害軽減ブレーキ等の整備を行う「電子制御装置整備」を加えたもの。



新

別表第二（第四十条関係）別表第二（第四十条関係）

二 四 五		
略	略	略
関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場（以下「試験研究検査業」という。）、下水道終末処理施設並びに特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設でし尿処理施設及び下水道終末処理施設以外のもの（以下「共同処理施設」という。）	畜産農業又はサービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するものに限る。以下同じ。）、畜産食料品製造業、水産食料品製造業（魚肉ハム・ソーセージ製造業に限る。以下同じ。）、食用アミノ酸製造業、ソース製造業（トマト加工品製造業を除く。第六号（一）の項において同じ。）、食酢製造業、小麦粉製造業、砂糖製造業（てん菜糖製造業を除く。第六号（一）の項において同じ。）、飲料製造業（ビール製造業及び果実酒製造業に限る。以下同じ。）、動物系飼料製造業（魚粉飼料	生物化学的要素求量
略	略	三〇
略	略	六〇
略	略	一

二 四 五		
略	略	略
関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場（以下「試験研究検査業」という。）、下水道終末処理施設並びに特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設でし尿処理施設及び下水道終末処理施設以外のもの（以下「共同処理施設」という。）	畜産農業、サービス業（豚房施設、牛房施設又は馬房施設を有するものに限る。以下同じ。）、畜産食料品製造業、魚肉ハム・ソーセージ製造業、食用アミノ酸製造業、ソース製造業（トマト加工品製造業を除く。第六号の項において同じ。）、食酢製造業、小麦粉製造業、砂糖製造業（てんさい糖製造業を除く。第六号の項において同じ。）、飲料製造業（ビール製造業及び果実酒製造業に限る。以下同じ。）、動物系飼料製造業（魚粉飼料	生物化学的要素求量
略	略	三〇
略	略	六〇
略	略	一

六 化学 的酸 素要 求量	
(一) 畜産農業又はサービ ス業、畜産食料品製造業、水産 食料品製造業、 食用アミノ酸製造業、ソー ス製造業、食酢製造業、小 麦粉製造業、砂糖製造業、 飲料製造業、動物系飼料製 造業、有機質肥料製造業、 動植物油脂製造業、でん粉 製造業、化工でん粉製造業	ム加硫促進剤製造業、ゴム老 化防止剤製造業、合成染料製 造業、染料・医薬中間物製造 業及び有機顔料製造業を除く 。）、石けん製造業、硬化油 製造業、脂肪酸製造業、香料 製造業、写真感光材料製造業 、医薬品製造業、火薬製造業 、農薬製造業、試薬製造業、 石油精製業、ガラス製造業、 ガラス製品製造業、セメント 製品製造業、有機質砂かべ材 製造業、人造黒鉛電極製造業 、ガス供給業、酸又はアルカ リによる表面処理施設、電気 めつき施設、写真現像業、病 院、廃油処理施設、自動車特 定整備事業、自動式車両洗浄 施設、し尿処理施設及び下水 道終末処理施設
三〇	
六〇	
一	
六 化学 的酸 素要 求量	
(一) 畜産農業、サービス業 、畜産食料品製造業、魚肉 ハム・ソーセージ製造業、 食用アミノ酸製造業、ソー ス製造業、食酢製造業、小 麦粉製造業、砂糖製造業、 飲料製造業、動物系飼料製 造業、有機質肥料製造業、 動植物油脂製造業、でん粉 製造業、化工でん粉製造業	ム加硫促進剤製造業、ゴム老 化防止剤製造業、合成染料製 造業、染料・医薬中間物製造 業及び有機顔料製造業を除く 。）、石けん製造業、硬化油 製造業、脂肪酸製造業、香料 製造業、写真感光材料製造業 、医薬品製造業、火薬製造業 、農薬製造業、試薬製造業、 石油精製業、ガラス製造業、 ガラス製品製造業、セメント 製品製造業、有機質砂壁材製 造業、人造黒鉛電極製造業 、ガス供給業、酸又はアルカ リによる表面処理施設、電気 めつき施設、写真現像業、病 院、廃油処理施設、自動車分 解整備事業、自動式車両洗浄 施設、し尿処理施設及び下水 道終末処理施設
三〇	
六〇	
一	

、ぶどう糖製造業、水あめ製造業、煮豆製造業、インスタントコーヒー製造業、紡績業（毛紡績業（洗毛を行うものに限る。）を除く。）、繊維製品製造業、繊維製品加工業、化学繊維製造業、木材薬品処理業、パルプ製造業（クラフトパルプ製造業、溶解クラフトパルプ製造業、サルファイトパルプ製造業、ケミグラントパルプ製造業、セミケミカルパルプ製造業、溶解サルファイトパルプ製造業及び木材以外のパルプ製造業を除く。）、紙製造業、紙加工品製造業、化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業（リボ核たん白製造業、合成染料製造業、染料・医薬中間物製造業、有機顔料製造業、ゴム加硫促進剤製造業及びゴム老化防止剤製造業を除く。）、合成洗剤製造業、石けん製造業、硬化油製造業、脂肪酸製造業、香料製造業、写真感

、ぶどう糖製造業、水あめ製造業、煮豆製造業、インスタントコーヒー製造業、紡績業（毛紡績業（洗毛を行うものに限る。）を除く。）、繊維製品製造業、繊維製品加工業、化学繊維製造業、木材薬品処理業、パルプ製造業（クラフトパルプ製造業、溶解クラフトパルプ製造業、石灰わらパルプ製造業、サルファイトパルプ製造業、ケミグラントパルプ製造業、セミケミカルパルプ製造業、溶解サルファイトパルプ製造業及びさらしわらパルプ製造業を除く。）、紙製造業、紙加工品製造業、化学肥料製造業、無機化学工業製品製造業、有機化学工業製品製造業（リボ核酸たんばく製造業、合成染料製造業、染料・医薬中間物製造業、有機顔料製造業、ゴム加硫促進剤製造業及びゴム老化防止剤製造業を除く。）、合成洗剤製造業、石けん製造業、硬化油製造業、脂肪酸製造業、香料製造業、写真感

七	浮遊物質	
略	畜産農業又はサービス業、畜産食料品製造業、水産食料品製造業、野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業、みそ製造業、食用アミノ酸製造業、グルタミン酸ソーダ製造業、ソース製造業、食酢製造業、小麦粉製造業、砂糖製造業、飲料製造業、動物系飼料製造業、有機質肥料製造業、動植物油脂製造業、でん粉製造業、化工でん粉製造業、ぶどう糖製造業、水あめ製造業、煮豆製造業、イ	光材料製造業、医薬品製造業、火薬製造業、農薬製造業、試薬製造業、石油精製業、ガラス製造業、ガラス製品製造業、セメント製品製造業、有機質砂かべ材製造業、人造黒鉛電極製造業、ガス供給業、酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めつき施設、写真現像業、病院、廃油処理施設、自動車特定整備事業、自動式車両洗浄施設、試験研究検査業、し尿処理施設及び下水道終末処理施設
七〇	略	
一一〇	略	
一	略	

七	浮遊物質	
略	畜産農業、サービス業、畜産食料品製造業、魚肉ハム・ソーセージ製造業、野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業、みそ製造業、食用アミノ酸製造業、グルタミン酸ソーダ製造業、ソース製造業、食酢製造業、小麦粉製造業、砂糖製造業、飲料製造業、動物系飼料製造業、有機質肥料製造業、動植物油脂製造業、でん粉製造業、化工でん粉製造業、ぶどう糖製造業、水あめ製造業、煮豆製造業、イ	光材料製造業、医薬品製造業、火薬製造業、農薬製造業、試薬製造業、石油精製業、ガラス製造業、ガラス製品製造業、セメント製品製造業、有機質砂壁材製造業、人造黒鉛電極製造業、ガス供給業、酸又はアルカリによる表面処理施設、電気めつき施設、写真現像業、病院、廃油処理施設、自動車分解整備事業、自動式車両洗浄施設、試験研究検査業、し尿処理施設及び下水道終末処理施設
七〇	略	
一一〇	略	
一	略	

一十 含有	略	九 フェ ノ ル 類 含有 量	八 ノ ル マル ヘ キ サ ン 抽 出 物 質 含 有 量 （ 鉍 油 類 含 有 量	業、病院、自動車特定整備事業、 自動車両洗浄施設、し 尿処理施設及び下水道終末処 理施設
略	略	木材薬品処理業、無機化学工 業製品製造業、有機化学工業 製品製造業、合成洗剤製造業 、脂肪酸製造業、香料製造業 、木材化学工業、医薬品製造 業、火薬製造業、農薬製造業 、試薬製造業、石油精製業、 有機質砂かべ材製造業、鉄鋼 業、ガス供給業、コークス製 造業、病院、試験研究検査業 及び下水道終末処理施設	自動車特定整備事業及び自動 式車両洗浄施設	
二〇	略	○・五	二〇	
二〇	略	○・五	二〇	
一	略	二・〇	二〇	

一十 含有	略	九 フェ ノ ル 類 含有 量	八 ノ ル マル ヘ キ サ ン 抽 出 物 質 含 有 量 （ 鉍 油 類 含 有 量	業、病院、自動車分解整備事業、 自動車両洗浄施設、し 尿処理施設及び下水道終末処 理施設
略	略	木材薬品処理業、無機化学工 業製品製造業、有機化学工業 製品製造業、合成洗剤製造業 、脂肪酸製造業、香料製造業 、木材化学工業、医薬品製造 業、火薬製造業、農薬製造業 、試薬製造業、石油精製業、 有機質砂壁材製造業、鉄鋼 業、ガス供給業、コークス製 造業、病院、試験研究検査業 及び下水道終末処理施設	自動車分解整備事業及び自動 式車両洗浄施設	
二〇	略	○・五	二〇	
二〇	略	○・五	二〇	
一	略	二・〇	二〇	

備考 略	付表 略	二十 有量	十 燐含 全	量
			て	
			の業種又は施設	
			二	
			二	
			一	

備考 略	付表 略	二十 有量	十 燐含 す	量
			べて	
			の業種又は施設	
			二	
			二	
			一	